

『建築物石綿含有建材調査者講習(一般)』開催のご案内

熊本労働局番号第2号-19
建設業労働災害防止協会熊本県支部
熊本市中央区九品寺4丁目6-4 TEL(096)371-3700
ホームページ: <https://www.kensaibou-kumamoto.jp/>

建築物等の解体または改修の作業を行うときは、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。(令和5年10月施行)

これにより、下記のとおり標記講習会を開催することとしましたのでご案内いたします。

1. 開催予定(3日間)

令和5年度の実施予定: 5月・8月・11月・令和6年1月・3月
(日程の詳細は月毎の予定表でご確認ください)

2. 主な受講資格(受講資格の詳細は建築物石綿含有建材調査者講習第7条をご覧ください。)

受 講 資 格	
(1)	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者
(2)	大学において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
(3)	短期大学(修業年限が3年であるものに限る。)において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
(4)	短期大学又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者
(5)	高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者
(7)	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者

3. カリキュラム

科目等	時間	
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間	1日目
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間	
石綿含有建材の建築図面調査	4時間	
現場調査の実際と留意点	4時間	2日目
建築物石綿含有建材調査者報告書の作成	1時間	
修了考査(筆記試験)	1.5時間	3日目

5. 受講料及びテキスト代(消費税込み)

【会 員】受講料: 40,700 円 (会員のテキスト代は無料です)

【非会員】受講料: 40,700 円 テキスト代: 4,664 円 合計: 45,364 円